

次期大阪市障がい者支援計画・
障がい福祉計画・障がい児福祉計画
(素案)

(別添資料)

- 資料 3 - 1 「第 1 部 総論」(案)
- 資料 3 - 2 「第 2 部 第 1 章 共に支えあって暮らすために」(案)
- 資料 3 - 3 「第 2 部 第 2 章 地域での暮らしを支えるために」(案)
- 資料 3 - 4 「第 2 部 第 3 章 地域生活への移行」(案)
- 資料 3 - 5 「第 2 部 第 4 章 地域で学び・働くために」(案)
- 資料 3 - 6 「第 2 部 第 5 章 住みよい環境づくりのために」(案)
- 資料 3 - 7 「第 2 部 第 6 章 地域で安心して暮らすために」(案)
- 資料 3 - 8 「第 3 部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画」(案)

次期大阪市障がい者支援計画・
障がい福祉計画・障がい児福祉計画
の策定について

福祉局 障がい者施策部

1 次期計画の位置づけ

- 現行計画が2017（H29）年度に終了するため、次期計画を策定する必要があります。
- 本市では、障がい者施策を総合的に推進する観点から、次の3つの計画を一体的に策定していきます。

計画の名称	根拠法令	概要
障がい者支援計画	障害者基本法	<ul style="list-style-type: none">● 障がい者施策の基本的な方向性を示すもの● 中長期の計画として、障がい福祉計画等の終期も勘案し、計画期間は6年間 2018（H30）～2023（H35）年度
第5期 障がい福祉計画	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none">● 障がい福祉サービス等について、国の基本指針に基づき成果目標を設定するとともに、必要なサービス見込量とその確保のための方策を定めるもの● 国の基本指針に基づき、計画期間は3年間 2018（H30）～2020（H32）年度
第1期 障がい児福祉計画	児童福祉法	<ul style="list-style-type: none">● 障がい児通所支援等について、国の基本指針に基づき成果目標を設定するとともに、必要なサービス見込量とその確保のための方策を定めるもの● 国の基本指針に基づき、計画期間は3年間 2018（H30）～2020（H32）年度



障がい児福祉計画については、児童福祉法の改正（平成30年4月施行）により策定が義務化されたことから、新たに策定します。

2 次期計画策定のスケジュール

時期	会議等	検討内容等
2017 (H29) 年	5月2日	第1回ワーキング 全体構成 第1部 総論
	5月26日	第2回ワーキング 第2部 第1章 共に支えあって暮らすために 第2部 第2章 地域で学び・働くために
	6月12日	第3回ワーキング 第2部 第5章 住みよい環境づくりのために 第2部 第6章 地域で安心して暮らすために
	7月25日	第4回ワーキング 第2部 第2章 地域での暮らしを支えるために 第2部 第3章 地域生活への移行
	8月8日	第5回ワーキング 第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画
	8月22日	第6回ワーキング 全体とりまとめ
	9月頃	各専門部会 次期計画(素案)の確認
	10月頃	推進協議会 次期計画(素案)の審議
12月～ 翌年1月頃	パブリック・コメントの実施	
2018 (H30) 年	2月頃	各専門部会 パブリック・コメント結果報告 次期計画(案)の確認
	3月上旬	推進協議会 パブリック・コメント結果報告 次期計画(案)の審議
	3月末	次期計画の公表

▶▶ 3 次期計画策定で考慮すべきこと

Point 法改正や条例制定などの状況の変化を次期計画に盛り込みます。

(法改正等)

- 障害者差別解消法の施行（平成28年4月施行）
- 発達障害者支援法の改正（平成28年8月施行）
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年4月施行予定）

(条例制定)

- 大阪市こころを結ぶ手話言語条例の制定（平成28年1月施行）

主な法改正等を記載しています。

Point 国の基本指針の見直しを踏まえ、次期計画の成果目標を設定します。

<成果目標>

- 1 施設入所者の地域移行【継続】
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【整理・拡充】
- 3 地域生活支援拠点等の整備【継続】
- 4 福祉施設から一般就労への移行【拡充】
- 5 障がい児支援の提供体制の整備【新規】

成果目標とは、国の基本指針に基づき、国全体で達成すべき目標として設定するものです。

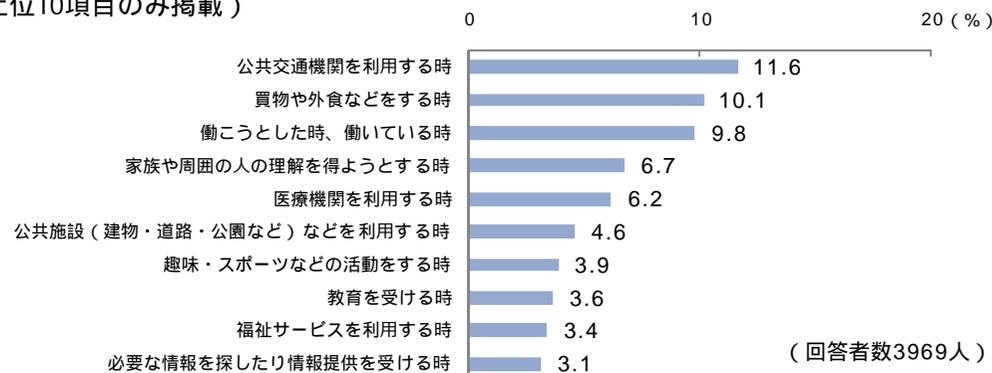
Point 2016（H28）年度に実施した大阪市障がい者等基礎調査の結果を踏まえ、次期計画を策定します。

4 障がい者等基礎調査の結果（主なもの）

- 次期計画策定の基礎資料とするため、2016（H28）年度に障がい者等基礎調査を実施しました。

障がいを理由に不快（差別）や不便さを感じた場面【複数回答】（障がい者本人用調査票）

（上位10項目のみ掲載）



様々な場面において、障がいを理由に不快（差別）や不便さを感じたと回答されており、障がいや障がいのある人に対する理解の促進とともに、必要な配慮が求められています。

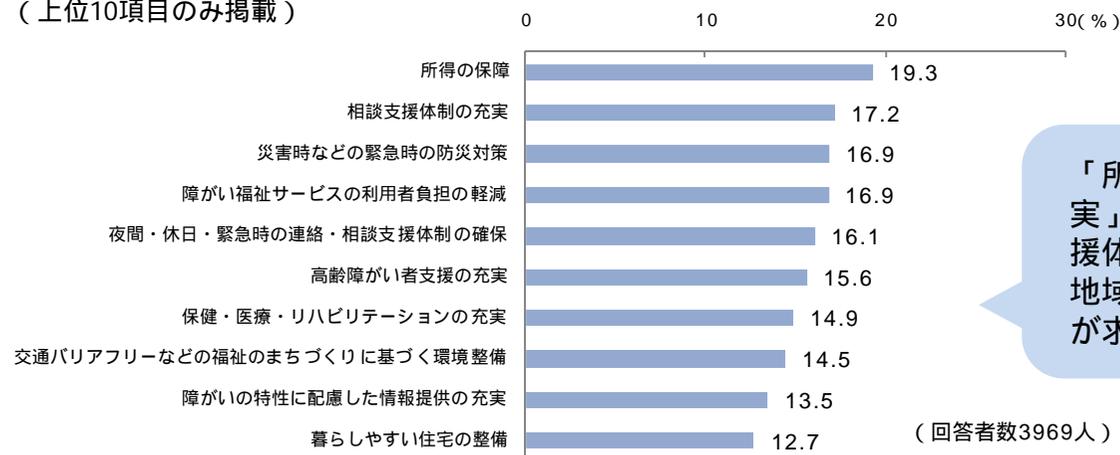


障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、様々な啓発活動に取り組みます。
また、障害者差別解消法の施行も踏まえ、「障がいを理由とする差別の解消に向けた取組」を新たに盛り込みます。

4 障がい者等基礎調査の結果（主なもの）

障がい者施策全般に望むこと【複数回答】（障がい者本人用調査票）

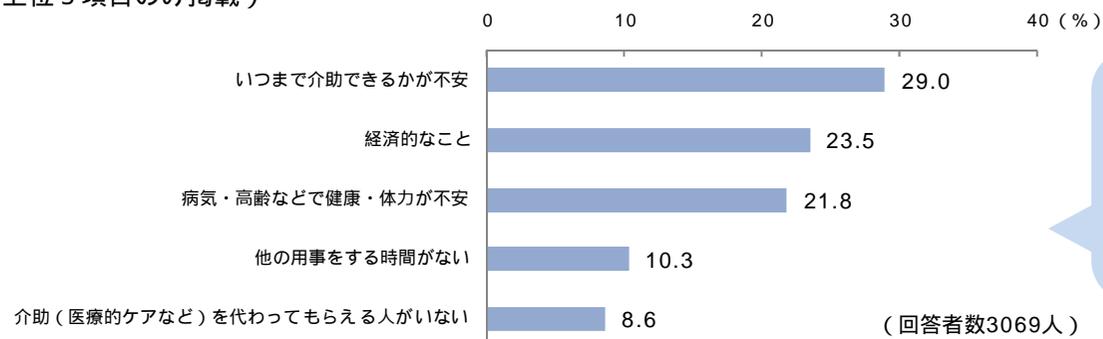
（上位10項目のみ掲載）



「所得の保障」のほか、「相談支援体制の充実」や「夜間・休日・緊急時の連絡・相談支援体制の確保」を回答された方が多数おられ、地域での暮らしを支える相談支援体制の充実が求められています。

介助するうえでの困りごと【複数回答】（障がい者家族用調査票）

（上位5項目のみ掲載）



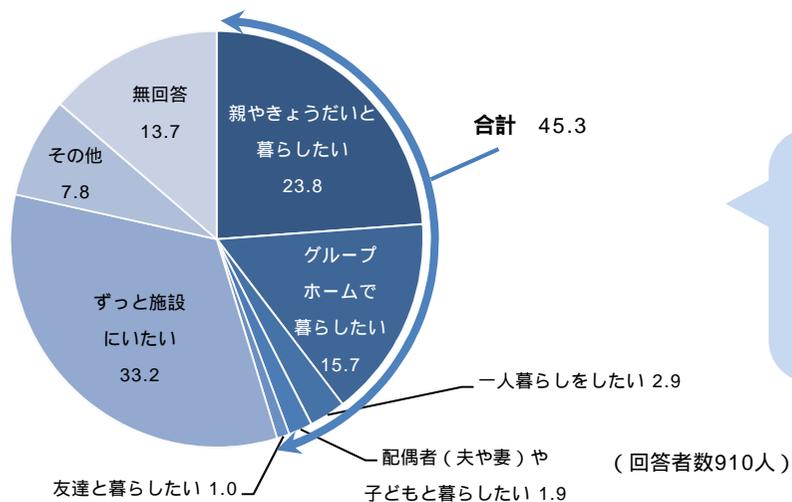
ご家族への調査では、「いつまで介助できるか不安」「病気・高齢などで健康・体力が不安」と回答された方が多数おられ、将来を見据えて適切な福祉サービスにつなげることが必要です。



相談支援体制の再構築により、相談支援の充実を図ります。
また、障がいのある人の重度化・高齢化等を見据え、
地域生活支援拠点等の整備を進めます。

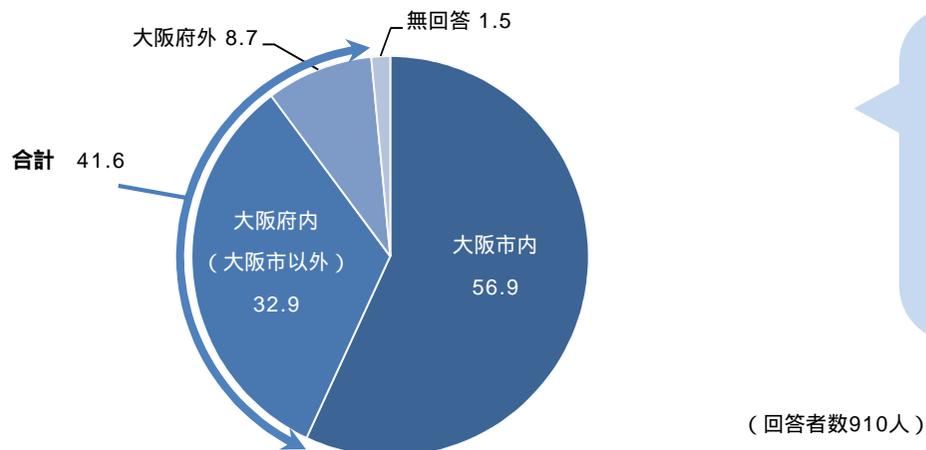
4 障がい者等基礎調査の結果（主なもの）

地域移行したいと思うか【単一回答】（施設入所者用調査票）



「親やきょうだいと暮らしたい」「一人暮らしをしたい」など、地域で暮らしたいと思っている方が半数近くおられ、本人の意向を十分に尊重しながら、地域移行の取組を進めていく必要があります。

入所施設の所在地【単一回答】（施設入所者用調査票）

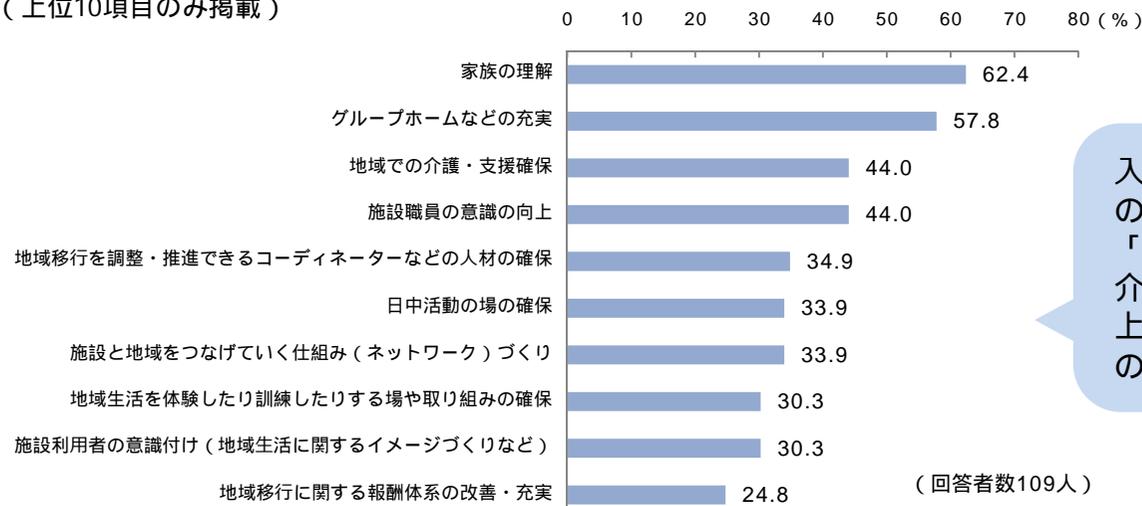


施設入所者の4割以上の方が大阪市外の施設で暮らしています。遠方の入所施設への支援にあたっては、訪問に時間がかかることや交通費の負担などの課題があり、大阪市外の施設に入所している方への支援のあり方は、地域移行を進めるうえでの大きな課題となっています。

4 障がい者等基礎調査の結果（主なもの）

地域移行を進めるうえでの課題【複数回答】（入所施設管理者用調査票）

（上位10項目のみ掲載）



入所施設管理者が地域移行を進めるうえでの課題と思うことでは、「家族の理解」「グループホームなどの充実」「地域での介護・支援確保」「施設職員の意識の向上」と回答された方が多数おられ、これらの取組を進める必要があります。



障がい者等基礎調査においても、地域移行したいと思う方が多数おられることが明らかとなっています。施設入所者等の地域生活への移行は重要な課題であり、地域移行にかかる取組をより一層進め、成果目標の達成をめざします。

➤➤ 5 次期計画（総論）の概要

- 障害者基本法の基本理念にのっとり、これまでの取組や障害者差別解消法等の趣旨を踏まえ、3つの基本方針を引き継いでいきます。
- また、6つの計画推進の基本的な方策に沿って施策を推進していきます。

障害者基本法の基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。

基本方針

- (1) 個人としての尊重 (2) 社会参加の機会の確保 (3) 地域での自立生活の推進

計画推進の基本的な方策

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1 生活支援のための地域づくり | 4 差別解消及び権利擁護の取組の推進 |
| 2 ライフステージに沿った支援 | 5 支援の担い手の資質の向上 |
| 3 多様なニーズに対応した支援 | 6 調査研究の推進 |

➤➤ 6 障がい者支援計画の概要

- 障がい者支援計画は6つに分けて構成し、福祉施策だけではなく保育・教育・就労・医療など障がい者施策に関わる様々な分野の基本的な方向性を示します。

第1章 共に支えあって暮らすために

- 1 啓発・広報
- 2 情報・コミュニケーション

第2章 地域での暮らしを支えるために

- 1 権利擁護・相談支援
- 2 生活支援
- 3 スポーツ・文化活動等

第3章 地域生活への移行

- 1 施設入所者の地域移行
- 2 入院中の精神障がいのある人の地域移行

第4章 地域で学び働くために

- 1 保育・教育
- 2 就業

第5章 住みよい環境づくりのために

- 1 生活環境
- 2 安全・安心

第6章 地域で安心して暮らすために

- 1 保健・医療

6 障がい者支援計画の概要

第1章 共に支えあって暮らすために

1 啓発・広報

- (1) 啓発・広報の推進
- (2) 人権教育・福祉教育の充実

2 情報・コミュニケーション

- (1) わかりやすい情報発信とコミュニケーション支援の充実

(新たに盛り込む主なもの)

- 「ヘルプマーク」の普及を大阪府と連携して進めます。
- 市民や企業等を対象として様々な障がいの特性について理解する「あいサポーター」を養成します。
- 「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」や「大阪市手話に関する施策の推進方針」の趣旨を踏まえて、手話が言語であるという認識に基づき、施策の推進に取り組みます。

Point

第2章 地域での暮らしを支えるために

1 権利擁護・相談支援

- (1) サービス利用の支援
- (2) 相談、情報提供体制の充実
- (3) 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組
- (4) 虐待防止のための取組

2 生活支援

- (1) 在宅福祉サービス等の充実
- (2) 居住系サービス等の充実
- (3) 日中活動系サービス等の充実
- (4) 障がいのあるこどもへの支援の充実

3 スポーツ・文化活動等

- (1) スポーツ・文化活動の振興
- (2) 地域での交流の推進

(新たに盛り込む主なもの)

- 障害者差別解消法の施行を踏まえ、「1 権利擁護・相談支援」に「(3) 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組」を新設し、次の内容を盛り込みます。

- (内容) ア 相談対応力の向上
- イ 障がい者差別解消支援地域協議部会との連携
- ウ 他都市との連携
- エ 市条例制定の検討

- 障がい児福祉計画を新たに策定することを踏まえ、「2 生活支援」の「(4) 障がいのあるこどもへの支援の充実」に次の内容を盛り込みます。

- 重症心身障がいのあるこどもに対する身近な地域での支援体制(事業所)の確保
- 医療的ケアの必要な障がいのあるこどもに対する支援体制の充実(協議の場の設置、コーディネーターの確保) など

Point

6 障がい者支援計画の概要

第3章 地域生活への移行

1 施設入所者の地域移行

- (1) 施設入所者の地域生活への移行に向けた意識づくり
- (2) 地域生活への移行を支援する仕組みづくり
- (3) 地域での受け皿づくり

2 入院中の精神障がいのある人の地域移行

- (1) 精神科病院との連携
- (2) 地域活動支援センター（生活支援型等）との連携
- (3) 精神科病院入院者への働きかけ・支援
- (4) 家族への働きかけ
- (5) 地域住民への理解のための啓発
- (6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

（新たに盛り込む主なもの）

- 地域移行を進めるためには、地域移行の支援の前段階における取組を通じた意識づくりが必要であり、施設入所者への働きかけができる仕組みを構築します。
- 地域移行支援にあたっては、入所施設が遠方にあることも多く、「訪問に時間がかかる」「交通費が必要となる」などの課題があり、適切なサービス提供が行えるよう、国に対して制度等の改善を働きかけながら、推進を図ります。
- こころの健康センターは、大阪府との連携のもと、長期入院者（寛解・院内寛解）に対して、退院に向けた支援につなぐことができるよう、積極的に精神科病院を訪問し、面談・支援します。

Point

第4章 地域で学び・働くために

1 保育・教育

- (1) 就学前教育の充実
- (2) 義務教育段階における教育の充実
- (3) 後期中等教育段階における教育の充実
- (4) 生涯学習や相談・支援の充実
- (5) 教職員等の資質の向上

2 就業

- (1) 就業の推進
- (2) 就業支援のための施策の展開
- (3) 福祉施設からの一般就労

（新たに盛り込む主なもの）

- 特別支援学校は大阪府へ移管しましたが、特別支援教育のセンター的な役割について、大阪府と連携して引き続き取り組みます。
- 就労移行支援事業者等に対して、利用者の希望や能力を踏まえた支援を徹底するなど必要な指導を行い、支援内容の適正化と就労の支援の質の向上を図ります。
- 休職中の障がいのある人が、より効果的かつ確実に復職することが可能となるよう、必要に応じ就労移行支援等の利用を進めていきます。

Point

6 障がい者支援計画の概要

第5章 住みよい環境づくりのために

1 生活環境

- (1) 生活環境の整備
- (2) 移動円滑化の推進
- (3) 暮らしの場の確保

2 安全・安心

- (1) 防災・防犯対策の充実

(新たに盛り込む主なもの)

- 市営交通機関では、早期の取組として平成31年度中に東梅田駅と堺筋本町駅にホーム柵を設置し、中長期の取組として御堂筋線の全駅設置をめざして課題解決の検討を進めます。なお、ホーム柵設置までの間は、お声かけや見守り体制を強化し、転落防止に取り組みます。
- 市営交通事業の経営形態については、地下鉄新会社・大阪シティバス株式会社にそれぞれ事業を引継ぎます。市営交通としての事業は引継ぐこととなりますが、大阪市がこれまで果たしてきた役割や取組を踏まえ、引継ぎ後についても安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかけていきます。
- グループホームについて、引き続き、国の補助制度を活用した設置促進に努めます。また、国の補助制度の対象外である賃貸住宅等を活用した設置に対する大阪市の整備補助等について、今後も引き続き実施していきます。

Point

第6章 地域で安心して暮らすために

1 保健・医療

- (1) 総合的な保健、医療施策の充実
- (2) 地域におけるリハビリテーション・医療の充実
- (3) 療育支援体制の整備
- (4) 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備
- (5) 難病患者への支援

(新たに盛り込む主なもの)

- 医療的ケアを必要とする障がいのあるこどもが地域において必要な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の各関係機関が連携するための体制整備に努めます。

Point

7 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要

- 国の基本指針等に基づき、成果目標とサービス見込量を設定します。

成果目標（2020（H32）年度末の目標）

1 施設入所者の地域移行

平成32年度末までの地域移行者数 154人

- ・ 国の基本指針に基づき、平成28年度末の施設入所者数（1,348人）の9%（122人）に、第4期計画における未達成者見込（32人）を加える。

平成32年度末時点の施設入所者数 1,321人

- ・ 国の基本指針に基づき、平成28年度末の施設入所者数（1,348人）の2%（27人）を削減。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

新

保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置

- ・ 国の基本指針に基づき、平成32年度末までに協議の場を設置。

精神病床の長期入院者数（1年以上）2,061人
（平成32年度）

- ・ 大阪府の基本的な考え方に基づき、年平均48人ずつ減少。
- ・ 平成28年度2,253人→平成32年度2,061人（192人減少）

精神病床における早期退院率（平成32年度）

- ・ 入院後3か月時点 69%以上
- ・ 入院後6か月時点 84%以上
- ・ 入院後1年時点 90%以上

- ・ 国の基本指針に基づき目標数値を設定。

地域移行支援による地域移行者数 60人

- ・ 第4期計画と同様に各年度20人で3年間60人を設定。
大阪市独自の目標設定

7 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要

3 福祉施設からの一般就労

福祉施設から一般就労への移行者数 788人
(平成32年度)

- 大阪府の基本的な考え方に基づき、平成28年度の一般就労への移行実績(606人)の1.3倍(788人)で設定。

就労移行支援事業の利用者数 1,425人
(平成32年度末)

- 大阪市における利用者数は、国や大阪府に比べて大きく上回っており、平成28年度末の利用者数(996人)の1.43倍(1,425人)で設定。国の基本指針では平成28年度末の1.2倍

就労移行支援事業所における就労移行率が
3割以上の事業所の割合 50%以上

- 国の基本指針に基づき目標数値を設定。

就労定着支援事業による支援を開始した時点
から1年後の職場定着率 80%以上

- 国の基本指針に基づき目標数値を設定。

新

4 地域生活支援拠点等の整備

- 大阪市では、面的整備型を基本として整備を進めていきます。
- 障がいのある人が地域で安心して生活するためには、相談支援体制やサービス基盤の充実が必要です。
- 大阪市においては、区単位を中心とした支援体制の連携・整備を進めるとともに、ニーズ等を踏まえた必要な機能について引き続き検討を進め、地域全体で支える体制の強化を進めていきます。

7 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要

新 5 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

→ 引き続き、現状のサービス提供体制を確保

- 大阪市では、既に11か所の児童発達支援センター（そのすべてが保育所等訪問支援を実施）、別途11か所の保育所等訪問支援事業所あり。国の基本指針では、平成32年度末までに児童発達支援センターを1か所以上設置、全市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

→ 児童発達支援事業所は、引き続き現状のサービス提供体制を確保
→ 放課後等デイサービス事業所は、平成32年度末までに利用定員15人分の提供体制を確保

- 大阪府の基本的な考え方では、児童発達支援事業所は利用定員35人分、放課後等デイサービス事業所は利用定員100人分が必要。
- 大阪市では、既に11か所、利用定員85人の児童発達支援事業所あり。
- 放課後等デイサービス事業所については、既に11か所、利用定員85人であるため、今後15人分の提供体制を確保。国の基本指針では、平成32年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（平成30年度末）

- 国の基本指針に基づき、平成30年度末までに協議の場を設置。

7 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要

サービス見込量

これまでのサービス利用実績等を踏まえ、今後3年間のサービス見込量を設定します。

主な障がい福祉サービスの見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系サービス	月あたり利用者数	15,986人	17,280人	18,683人
	月あたり利用時間	554,081時間	581,579時間	610,575時間
通所系サービス	月あたり利用者数	15,182人	16,359人	17,536人
	月あたり利用日数	261,613日	281,631日	301,640日
居住系サービス	グループホーム	2,582人	2,867人	3,183人
	施設入所支援	1,338人	1,331人	1,324人